株主各位

第16回定時株主総会招集ご通知
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況の概況

連結注記表

個別注記表

（平成28年１月１日～平成28年12月31日）

株式会社バリューＨＲ

第16回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況及び連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.valuehr.com/ir/index.html）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

①業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）当社グループのコンプライアンス体制の基礎となる「企業倫理規程」に基づき、役職員の法令・定款及び経営理念の遵守に関する指針として「コンプライアンス行動基準」を定め、役職員への周知徹底を図る。

（ⅱ）当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員と各部門のコンプライアンス担当責任者は、コンプライアンス実践体制を構築する。

（ⅲ）内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス担当責任者と連携してモニタリングを実施する。

（ⅳ）法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報体制を整備し、「内部通報規程」に基づき、その運用を行う。

（ⅴ）監査役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

（ⅵ）社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たない。

ロ．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役及び監査役が当該情報を求めたときは、適時にそれらを提供できる状態に管理する。

ハ．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ）当社グループは、必要に応じて社内規則またはガイドライン等を制定し、マニュアルの作成・配布、教育及び内部監査を実施して、当社グループの損失の危険を回避・予防し、または管理するものとする。

（ⅱ）緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、「経営危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

ニ．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、事業計画に基づき、計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、月次の利益計画を策定し、予実管理を行う。

（ⅱ）取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。各統括部門を担当する取締役は、取締役会において年度事業計画の進捗状況及び具体的な実行施策を報告し、効率的な業務遂行体制を構築、実施する。

（ⅲ）「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」等に基づき、取締役ごとの役割と責任を明確化するとともに、意思決定プロセスの簡素化等により経営における意思決定の迅速化を図る。また、重要事項については、取締役会の合議により慎重な意思決定を行う。

ホ．当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ⅰ）当社のコンプライアンスポリシー（企業倫理規程、コンプライアンス行動基準）及び内部統制システムを準用し、その周知徹底を図る。

（ⅱ）当社子会社における重要事項は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営会議または取締役会の付議事項とし、経営会議または取締役会における意思決定を通じて、子会社における適正な経営体制の構築に努める。

（ⅲ）監査役は内部監査室と連携し、当社子会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。

ヘ．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

（ⅰ）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置する。

（ⅱ）監査役を補助する使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。

（ⅲ）当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

ト．当社グループの役職員が当社の監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（ⅰ）監査役は、監査役会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができる。

（ⅱ）役職員は、当社グループ各社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査役に遅滞なく報告する。

（ⅲ）当社グループは、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

チ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）当社グループの役職員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

（ⅱ）監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保する。

（ⅲ）取締役は、監査役または監査役会からの適時な報告に対して、真摯に受け止める。

（ⅳ）監査役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、速やかにそれを処理する。

リ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社グループでは、上記基本方針に掲げた体制を整備し基本方針に沿った運用を行っておりますが、その主要事項について当事業年度における概況は以下の通りです。

イ．コンプライアンスへの取り組みについて

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、当事業年度においては、全役職員に対し、企業におけるコンプライアンスの重要性、企業行動指針、内部通報制度、情報セキュリティなどについての教育を実施しました。

内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務対応が適切になされているかについても確認しております。

ロ．リスクマネジメントに対する取り組みについて

リスクマネジメントについては、経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしております。毎年、リスクの識別、分類、分析、評価を見直し、対応策の実施状況の検証を行うこととしており、当事業年度においてもこれらを実施いたしました。

ハ．取締役の職務執行状況について

取締役会は社外取締役２名を含む取締役８名で構成され、取締役会へは社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。当事業年度において、取締役会は17回開催され、当社取締役会規程に定める重要事項の決定、並びに経営全般にわたる問題への対応、検討を行っております。また、経営会議が毎月開催され、各事業本部から業務進捗の報告がなされるとともに、リスク情報や問題提起に対する検討、解決に向けた意思決定を行っております。

ニ．監査役の監査の状況について

社外監査役を含む監査役は取締役会へ出席し、常勤監査役におきましては経営会議等へ出席することにより、取締役の職務執行が適切になされているかを確認しております。監査役会は、当事業年度において16回開催し、各監査役の監査に基づく監査意見について協議し情報共有しております。また、代表取締役との意見交換会(３回)、各事業本部のヒアリング(２回)を実施するほか、会計監査人及び内部監査室との協議、連携を定期的に実施し監査活動の実効性確保に努めました。

ホ．財務報告の信頼性確保の取り組みについて

内部監査室が、各業務プロセスにおける内部統制の有効性を評価し、その評価結果については会計監査人が点検して必要な改善を指摘しております。また、当事業年度においては、会計監査人の交代にあたり、新任の会計監査人による新たな視点から、内部統制並びに内部管理の全般状況を検証しました。これら活動を通じ、社内各部門に対し内部統制システムの重要性と遵守の意識徹底を図りました。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	３社
連結子会社の名称	株式会社バリューネットワークス
	株式会社バリューヘルスケア
	株式会社バリューＨＲベンチャーズ

当社はすべての子会社を連結しております。

当連結会計年度において、新たに設立した株式会社バリューＨＲベンチャーズを連結の範囲に含めております。

⑵　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８年～34年
その他（工具器具備品）	３年～15年

ロ．無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース（転リース）取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に転リース差益を売上高に計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお､特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段･･･金利スワップ

ヘッジ対象･･･借入金

ハ．ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

建物及び構築物	700,833千円
土地	1,383,681千円
計	2,084,514千円

②　担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	144,048千円
長期借入金	828,204千円
計	972,252千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　410,135千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　2,834,600株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年2月12日取締役会	普通株式	55,323	20.0	平成27年12月31日	平成28年3月15日
平成28年8月12日取締役会	普通株式	34,947	12.5	平成28年6月30日	平成28年8月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年2月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	65,195	23.0	平成28年12月31日	平成29年3月15日

⑶ 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	185,000株

（注） 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。又、一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、リース投資資産及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び営業預り金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後９年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「⑷④ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等のリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、販売管理規程に従い、取引相手ごとに与信限度額を設定しております。ただし、取引相手が一部又は二部上場会社もしくはそれと同等と判断される場合は、与信限度額を設定しないこともあります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（株価や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については主に業務上の関係を有する株式及び余資運用の債券等のみ保有しており、定期的に時価の把握を行っております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引は、管理規程に従い、担当事業本部長の起案により、取締役会で承認されたもののみを実行するものとし、経理担当者が取引、残高管理、期間損益や時価評価等の損益管理、各種リスク管理を行います。

④　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理担当者が適時に資金繰表を作成するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑤　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,607,058 千円	1,607,058 千円	－ 千円
(2) 売掛金	234,717	234,717	－
(3) リース投資資産	996	963	△32
(4) 未収入金	149,518	149,518	－
(5) 投資有価証券	513,298	513,298	－
(6) 買掛金	△88,218	△88,218	－
(7) 未払金	△172,741	△172,741	－
(8) 前受金	△94,885	△94,885	－
(9) 営業預り金	△450,475	△450,475	－
(10) 長期借入金(1年内に返済する長期借入金を含む。)	△1,250,856	△1,277,864	△27,008
(11) リース債務(1年内に返済するリース債務を含む。)	△3,934	△3,627	306
(12) デリバティブ取引	－	－	－

(*) 1. 負債に計上されているものについては、△で表示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 未収入金、(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 前受金、(9) 営業預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

(5) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっており、債券の時価は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑽ 長期借入金（１年内に返済する長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑿参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑾ リース債務（１年内に返済するリース債務を含む）

リース債務の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

⑿ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて表示しております（上記⑽参照）。

3. 営業保証金、敷金及び保証金については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であること、賃借人から預託されている長期預り保証金についても、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、上記表に含めておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

⑴ 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸オフィスビル（土地を含む）を所有しております。なお、当社が一部使用しております。

⑵ 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額 当連結会計年度末残高	当連結会計年度末の時価
賃貸不動産として使用される部分を含む不動産	2,084,751千円	2,200,000千円

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額であります。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額　721円46銭

⑵ １株当たり当期純利益　77円23銭

8．その他の注記

（ストック･オプション等関係）

⑴　ストック･オプションに係る当初の資産計上額及び科目名
　現金及び預金　1,213千円

⑵　権利不行使による失効により利益として計上した金額
　特別利益　その他　290千円

⑶　ストック･オプションの内容、規模及び変動状況
　①　ストック・オプションの内容

	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　5名 当社従業員112名 当社監査役　3名 外部協力者　1名	当社取締役　1名 当社従業員　13名	当社取締役　3名 当社従業員　25名	当社取締役　6名	当社取締役　6名 当社従業員　31名	当社取締役　6名 当社従業員　28名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数（注）1、6	普通株式 158,600株	普通株式 6,800株	普通株式 291,600株	普通株式 40,000株	普通株式 54,000株	普通株式 51,000株
付与日	平成20年12月10日	平成21年6月29日	平成23年12月20日	平成26年7月1日	平成27年7月1日	平成28年3月1日
権利確定条件	（注）2、3	（注）2、3	（注）2、3	（注）2、4	（注）2、5	（注）2、7
対象勤務期間	平成20年12月10日から権利確定日まで	平成21年６月29日から権利確定日まで	平成23年12月20日から権利確定日まで	平成26年７月1日から権利確定日まで	平成27年７月1日から権利確定日まで	平成28年３月1日から権利確定日まで
権利行使期間	自 平成22年12月11日	自 平成23年 6月30日	自 平成25年12月16日	自 平成27年７月1日	自 平成28年４月1日	自 平成29年４月1日
	至 平成30年12月10日	至 平成31年 6月29日	至 平成30年12月15日	至 平成28年 6月30日	至 平成33年 3月31日	至 平成34年 3月31日

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人等であることを権利確定条件としております。
３．当社株式が日本国内の証券取引所に上場された後、6ヶ月を経過していることを権利確定条件としております。
４．新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、単に「終値」という）が、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの判定期間について、新株予約権の割当日の終値に50％を乗じた価額（１円未満の端数は切り捨てる）を一度でも下回った場合には、新株予約権の行使はできないものとする権利確定条件としております。
５．新株予約権者は、平成27年12月期及び平成28年12月期の各連結会計年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができるとする権利確定条件としております。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとしています。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。
⑴平成27年12月期の営業利益が418百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50％を当該条件を満たした場合、平成27年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。
⑵平成28年12月期の営業利益が459.8百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50％を当該条件を満たした場合、平成28年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。
６．平成26年７月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行いましたので、第11回、第12回、第13回及び第14回新株予約権の「ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数」は調整されております。
７．新株予約権者は、平成28年12月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が381百万円以上の場合、当該有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができるものとしています。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。

② ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度（平成28年12月期）において存在したストック･オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

イ．ストック・オプションの数

	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
権利確定前　（株）						
前連結会計年度末	－	－	－	－	53,300	－
付与	－	－	－	－	－	51,000
失効	－	－	－	－	26,000	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－	27,300	51,000
権利確定後　（株）						
前連結会計年度末	88,200	2,800	133,600	29,000	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
権利行使	9,400	－	30,000	29,000	－	－
失効	200	－	－	－	－	－
未行使残	78,600	2,800	103,600	－	－	－

（注）平成26年７月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行いましたので、第11回、第12回、第13回及び第14回新株予約権につきましては、当該分割後の株式数に換算して記載しております。

ロ．単価情報

	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
権利行使価額 (円)	377	377	350	1	1,821	1,732
行使時平均株価 (円)	1,898	－	2,580	1,723	－	－
付与日における 公正な評価単価 (円)	－	－	－	1,160	1,118	1,195

(注) 平成26年７月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行いましたので、第11回、第12回、第13回及び第14回新株予約権につきましては、当該分割後の価格に換算して記載しております。

⑷ ストック･オプションの単位当たりの公正な評価単価の見積方法

① 平成20年、平成21年及び平成23年に付与した第11回、第12回及び第13回ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であったため、本源的価値によっております。また、本源的価値を算出する基礎となった自社株式の評価方法は、類似会社比準法を採用しております。

イ．第11回、第12回及び第13回ストック･オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額

424,967千円

ロ．当連結会計年度において権利行使された第11回及び第13回ストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

81,197千円

② 当連結会計年度において付与された第16回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

イ．使用した評価技法

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法

ロ．主な基礎数値及び見積方法

	第16回ストック・オプション
株価変動性（注）1	41.2%
予想残存期間（注）2	6.1年
予想配当（注）3	30円/株
無リスク利子率（注）4	△0.3%

（注）1．「適用指針」の取り扱いに準じて以下の条件に基づき算出しております。

⑴株価情報収集期間：1年間

⑵価格観察の頻度：日次

⑶異常情報：なし

⑷企業をめぐる状況の不連続的変化：なし

⑸1年MAとEWMAの平均値を採用

2．算定基準日から権利行使期間満了日までの期間によっております。

3．直近の配当実績に基づき算定しております。

4．算定基準日の円スワップレートを使用して導かれるゼロクーポンレートに、対国債スプレッドを加味した安全資産利回り曲線を生成し、そこから算出される金利を連続複利方式に変換した金利によっております。

⑸ ストック･オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

9．重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、平成29年２月１日開催の臨時取締役会において、会社法第165条第３項により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款第43条の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しました。

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため自己株式の取得を行うものであります。

２．自己株式の取得の内容

（１）取得する株式の種類	当社普通株式
（２）取得する株式の総数	５万株を上限とする （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.76％）
（３）株式の取得価額の総額	１億５千万円を上限とする
（４）取得する期間	平成29年３月１日から平成29年12月31日までとする

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し､売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②　デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（附属設備）	８年～34年
構　　築　　物	15年
工具器具備品	３年～15年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産ついて、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑶　収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース（転リース）取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に転リース差益を売上高に計上しております。

⑷ 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

建物	700,833千円
土地	1,383,681千円
計	2,084,514千円

②　担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	144,048千円
長期借入金	828,204千円
計	972,252千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　398,341千円

⑶　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	4,915千円
短期金銭債務	15,664千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売　上　高	124,682千円
仕　入　高	745,604千円
営業取引以外の取引高	10,453千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　34株

6．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	1,902千円
敷金保証金償却額	6,496千円
未払費用	1,157千円
未払事業税	3,432千円
その他	2,016千円
繰延税金資産合計	15,004千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,201千円
繰延税金負債合計	△6,201千円
繰延税金資産の純額	8,802千円

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表上、流動資産－繰延税金資産に6,339千円、固定資産－繰延税金資産に2,462千円が含まれております。

⑵　法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3％から平成29年１月１日に開始する事業年度及び平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9％に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6％となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　　目	期末残高（千円）
子　会　社	株式会社バリューヘルスケア	所有　直接100%	役員の兼任	業務委託費の支払	745,604	未払金	15,664

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引条件については、市場価格及び総原価を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

２．取引金額には消費税等を含めておりません。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　667円35銭

⑵　１株当たり当期純利益　47円95銭

9．重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、平成29年２月１日開催の臨時取締役会において、会社法第165条第３項により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款第43条の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しました。

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため自己株式の取得を行うものであります。

２．自己株式の取得の内容

（１）取得する株式の種類　当社普通株式

（２）取得する株式の総数　５万株を上限とする
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.76％）

（３）株式の取得価額の総額　１億５千万円を上限とする

（４）取得する期間　平成29年３月１日から平成29年12月31日までとする